

都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

都市開発資金の貸付けに関する法律施行令に定められている市街地再開発事業に係る貸付けの対象となる施設建築物又は施設建築敷地に関する権利の取得に必要な費用の範囲は、当該費用の二分の一とすること。